

法令上の制限①

都市計画法(後半)

都市計画制限・都市計画事業

○×式確認問題 【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 都市計画区域及び準都市計画区域外においては、規模のいかんにかかわらず、開発許可を受ける必要はない。
- 2 開発許可の申請は、自己が所有していない土地であっても、開発区域内の土地所有者の相当数の同意があれば、することができる。
- 3 市街化調整区域内で行われる開発区域の面積が1ヘクタール未満のミニゴルフコースの建設のための開発行為は、開発許可が必要である。
- 4 市街化調整区域内で行う開発行為で、農業を営む者の住宅の建築のために行うものについても、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 5 開発許可を受けた者から開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得した者は、一般承継人も含め、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可に基づく地位を承継することができる。
- 6 開発許可を受けた者は、当該開発区域の全部について開発行為に関する工事を完了したときだけでなく、開発行為に関する工事を廃止する前に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 7 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならないが、都道府県知事に届出をすることで、土地を分譲することはできる。
- 8 開発登録簿の写しの交付請求は、当該開発登録簿に登録された開発区域内の土地について相当の利害関係を有する者でなくても、行うことができる。
- 9 市街化区域内で都道府県知事が開発許可をするにあたって建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めた土地の区域内においても、都道府県知事の許可を受ければ、これらの制限を超える建築物を建築することができる。
- 10 市街化区域内において、土地区画整理事業(規模4ヘクタール)の施行として行う開発行為について、開発許可を受ける必要がある。
- 11 開発許可を受けた開発区域内において、当該開発行為に関する工事の完了公告があった後に当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を建築しようとする場合、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。